

令和6年度 登別市立幌別中学校 部活動に係る活動方針

令和6年4月

1 活動方針策定の趣旨等

- 本校の教育目標等を踏まえるとともに、「登別市立学校に係る部活動の方針」（令和6年3月改定）に則り、「令和6年度 登別市立幌別中学校 部活動に係る活動方針」を策定するものである。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりするものではない。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部

令和6年度は、次の6つの部を設置する。

- ・女子バスケットボール部
- ・女子バレーボール部
- ・バドミントン部
- ・卓球部
- ・陸上競技部
- ・吹奏楽部

ただし、年度の途中に「登別市地域クラブ」への移行となった場合には、年度中途から活動が縮小または廃止となる場合がある。

(2) 部活動に係る相談・要望の窓口

本校の窓口は「教頭 武田 成永」とする。

〒059-0003 北海道登別市千歳町3丁目1番地3
登別市立幌別中学校

TEL 0143-85-3111 FAX 0143-85-3112

E-Mail jh.info@noboribetsu.ed.jp

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等の作成・提出

部活動の顧問は、次の文書を校長に提出する。校長は、それらをもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。

- ・年間の活動計画と私費会計等予算書
- ・毎月の活動計画と活動実績
- ・年間の活動実績と私費会計等決算書

3 適切な休養日及び活動時間の設定

(1) 休養日の設定

部活動の休養日は、次のとおりとする。

- ・原則、土曜日及び日曜日のいずれか1日を含む、週当たり2日以上を休養日とする。
- ・休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日は休養日とする。
- ・道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、原則として休養日とする。
- ・長期休業中は、生徒が十分な休養をとることができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。

○ 4月～10月 17：40までに活動を終える。

○ 11月～ 3月 17：10までに活動を終える。

*夏季休業中、冬季休業中に部活動を行う場合には、原則16：30までに活動を終える。

(3) その他

- ・活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わないこととする。
- ・定期テストの5日前から前日までと、学力テストの前日は部活動を停止とする。
- ・定例の職員会議や全体研修など、顧問が付くことができない場合には部活動を停止とする。